

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関の変更の届出	(市町村課)	一
○公平委員会の事務の受託の廃止	(同)	一
○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく指定認証機関の変更の届出	(情報政策課)	一
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	二
○救急医療機関の撤回の届出	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○土地改良区の合併認可(二件)	(農村振興課)	二
○道路の区域変更	(道路課)	二
○都市計画事業の認可	(都市計画課)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(東部地方振興事務所)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(環境対策課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	四
○少年指導委員の委嘱	(公安委員会)	七

告 示

○宮城県告示第三百十四号

地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)附則第五条第一項の規定により、

昭和四十五年五月一日に設立された財団法人地方自治情報センターは、平成二十六年四月一日に解散し、その一切の権利及び義務は地方公共団体情報システム機構が承継したので、同条第三項の規定により住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十四第三項の規定による届出があったものとみなす。

平成二十六年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 変更後の指定情報処理機関

東京都千代田区一番町二十五番地

地方公共団体情報システム機構

二 変更年月日

平成二十六年四月一日

○宮城県告示第三百十五号

県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により、塩釜地区環境組合からの公平委員会の事務の受託を平成二十六年三月三十一日をもって廃止した。

平成二十六年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三百十六号

地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)附則第七条第一項の規定により、平成二十二年二月十九日に設立された財団法人自治体衛星通信機構が有する権利及び義務であって、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五百十三号。以下「法」という。)の規定により財団法人自治体衛星通信機構が法第三十四条第一項に規定する指定認証機関として処理することとされている事務(当該事務に附帯する事務を含む。)に係るものは、地方公共団体情報システム機構が承継したので、地方公共団体情報システム機構法附則第七条第二項の規定により法第三十八条第三項の規定による届出があったものとみなす。

平成二十六年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 変更後の指定認証機関

東京都千代田区一番町二十五番地

地方公共団体情報システム機構

二 変更年月日

平成二十六年四月一日

○宮城県告示第三百十七号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十六年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
仙台病院	仙台市青葉区堤町三丁目一六―一	平成二十六年四月一日	平成二十九年三月三十一日
仙台南病院	仙台市太白区中田町字前沖一四三	平成二十六年四月一日	平成二十九年三月三十一日

○宮城県告示第三百十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定した次の救急医療機関の開設者から、平成二十六年三月三十一日をもって、救急業務協力の申出を撤回する旨届出があった。

平成二十六年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
仙台社会保険病院	仙台市青葉区堤町三丁目一六―一
宮城社会保険病院	仙台市太白区中田町字前沖一四三

○宮城県告示第三百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日

○四二一五〇〇六四八	ボーノボーノ大崎東大崎市鹿島台船越字鍋田五十一―二	就労継続支援B型	社会福祉法人チャレンジドライフ	平成二十六年四月一日
------------	---------------------------	----------	-----------------	------------

○宮城県告示第三百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、鳴瀬川土地改良区及び志田郡桑折江土地改良区の合併を平成二十六年四月一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 合併により設立する土地改良区

鳴瀬川沿岸土地改良区

二 合併により解散する土地改良区

鳴瀬川土地改良区

志田郡桑折江土地改良区

○宮城県告示第三百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、角田土地改良区及び角田隈東土地改良区の合併を平成二十六年四月一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 合併により設立する土地改良区

あぶくま川水系角田地区土地改良区

二 合併により解散する土地改良区

角田土地改良区

角田隈東土地改良区

○宮城県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北

本事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路 名 塩釜亘理線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
岩沼市早股字五福田二三四番一地先から 同市早股字五福田二六四番一地先まで		前 A 後 A	一六・六〇 三三・六〇	五〇九・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		前 B	〇・六〇 二九・六〇	五八〇・〇	

○宮城県告示第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十六年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称 多賀城市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 - 1 種類 仙塩広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
 - 2 名称 八幡地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 三 事業施行期間 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 取用の部分 宮城県多賀城市八幡字一本柳地内
 - 2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米市東和町土地改良区の役員就任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木

毅

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年三月十一日	佐藤 忠良	登米市東和町錦織字石倉六十番地	理事
平成二十六年三月十一日	小野寺 幹男	登米市東和町米川字西綱木二百七十八番地	理事
平成二十六年三月十一日	松野 秀郎	登米市東和町錦織字小童子九十四番地二十三	理事
平成二十六年三月十一日	千葉 正紀	登米市東和町米川字町下三十四番地十五	理事
平成二十六年三月十一日	及川 光雄	登米市東和町米川字館ノ下四十二番地	理事
平成二十六年三月十一日	阿部 芳代	登米市東和町米谷字相川十一番地	理事
平成二十六年三月十一日	小出 信行	登米市東和町米谷字恩田九十二番地二	理事
平成二十六年三月十一日	岩 渕 幸二	登米市東和町錦織字大木沢百十七番地	理事
平成二十六年三月十一日	菅原 武雄	登米市東和町錦織字芝山二十八番地	理事
平成二十六年三月十一日	佐藤 一郎	登米市東和町錦織字内ノ目百九十四番地二	理事
平成二十六年三月十一日	丸 山 登	登米市東和町錦織字石倉四番地	監事
平成二十六年三月十一日	及川 文雄	登米市東和町米川字町五十三番地	監事

二 退任した者

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年四月一日

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十六年三月十日	佐藤 忠良	登米市東和町錦織字石倉六十番地	理事
平成二十六年三月十日	小野寺 幹男	登米市東和町米川字西綱木二百七十八番地	理事
平成二十六年三月十日	松野 秀郎	登米市東和町錦織字小童子九十四番地二十三	理事
平成二十六年三月十日	千葉 正紀	登米市東和町米川字町下三十四番地十五	理事
平成二十六年三月十日	及川 光雄	登米市東和町米川字館ノ下四十二番地	理事
平成二十六年三月十日	阿部 芳代	登米市東和町米谷字相川十一番地	理事
平成二十六年三月十日	佐藤 一志	登米市東和町米谷字滝の沢五十七番地	理事
平成二十六年三月十日	千葉 勝記	登米市東和町錦織字芝山十二番地六	理事
平成二十六年三月十日	春日 盛男	登米市東和町錦織字中畑六十二番地	理事
平成二十六年三月十日	後藤 傳	登米市東和町錦織字山居沢四番地二	理事
平成二十六年三月十日	及川 律夫	登米市東和町米川字小出沢六十番地	理事
平成二十六年三月十日	後藤 鬼子雄	登米市東和町米谷字照井百五十三番地	理事
平成二十六年三月十日	石坂 信義	登米市東和町錦織字石倉十七番地	理事
平成二十六年三月十日	丸山 登	登米市東和町錦織字石倉四番地	監事
平成二十六年三月十日	及川 文雄	登米市東和町米川字町五十三番地	監事
平成二十六年三月十日	菅原 儀人	登米市東和町米谷字宮ヶ沢百四番地	監事

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十六年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年三月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人宮城県公害衛生検査センター 仙台市青葉区落合二丁目十五番二十四号

五 落札金額 三千九百七十四万四千元（消費税及び地方消費税を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年二月七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 平成二十六年度県債三一一地震災六二五二一〇一号

2 工事名 中島地区海岸災害復旧工事

3 施工場所 本吉海岸中島地区海岸 気仙沼市本吉町中島地先

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十九年三月二十四日まで

5 工事概要 復旧延長 一、一四六、八メートル

離岸堤工 五〇〇・〇メートル

被覆ブロック据付（一トン型） 一、八七二個

被覆ブロック据付（二トン型） 五、八六二個

被覆ブロック据付（四トン型） 三〇〇個

消波ブロック製作・据付（二・五トン型） 三、三〇〇個

消波ブロック撤去・再設置（二・五トン型） 二、一〇二個

消波堤工 六四六、八メートル

消波ブロック製作・据付（四トン型） 七八九個

消波ブロック撤去・再設置（四トン型） 三、一五七個

6 予定価格 三、六八〇、〇一四、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）
 - 8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 及び 2 に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1 共同企業体の結成方法

- (一) 構成員の数は、三者であること。
- (二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(二)の資格を満たす二者の組合せであること。
- (三) 結成は、自主結成であること。
- (四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。
- (五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

- (一) 共同企業体におけるすべての構成員
 - (1) 平成二十六年宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。
- (2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。
- (4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。
- (5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次の

いずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

カ 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

キ 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

ク 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。

(四) 共同企業体における代表者以外の構成員

- 1 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。
 - 2 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - 3 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの工事現場に専任で配置できること。
- 三 入札手続等
- 1 担当課及び担当者
 〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県庁舎二階）
 宮城県出納局契約課工事契約班 佐久間 亮一 〇二二二二二一三三三六

- 2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等
 - (一) 契約条項を示す場所 1と同じ
 - (二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間
 平成二十六年四月一日（火）から平成二十六年四月十一日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）
 - (三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法
 1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。
- 3 設計図書等の閲覧及び貸出
 当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書（案）を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。
- (一) 閲覧、貸出期間及び時間
 平成二十六年四月一日（火）から平成二十六年五月二十一日（水）まで（休日等及び平成二十六年四月二十九日から平成二十六年五月五日までを除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）
- (二) 閲覧場所
 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター（宮城県庁舎地下一階）
- 4 入札書の提出期限及び場所
 (一) 提出期限及び方法

- 平成二十六年五月二十二日（木）午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。
- (二) 場所 1と同じ
 - 5 開札の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十六年五月二十三日（金）午前十時
 (二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室（宮城県庁舎二階）
- 四 入札参加資格の確認等
- 1 提出書類
 入札参加を希望する者は、次に掲げる書類（三の2により配布する様式による。）を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。
 - (一) 入札参加資格確認申請書
 - (二) その他、入札説明書に記載してあるもの。
 - 2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等
 (一) 受付期間及び時間
 平成二十六年四月一日（火）から平成二十六年四月十一日（金）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）
 - (二) 提出場所
 三の1と同じ
 - 3 入札参加資格の審査等
 (一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。
 - (二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。
 - (三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

- 5 入札保証金
 必要（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）
- 六 工事費内訳書の提出
 1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- 2 工事費内訳書の様式は別に定める。
- 3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本人札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方

消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 特定調達参加資格を得ていない者も四により申請書を提出することができるが、入札書を出すためには、開札日までに当該資格の承認を受け、かつ、四に定める入札参加資格の承認を受けていなければならない。

6 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）において閲覧できる。

十二 概要

Summary

- 1 Service Required : Restoration work for Nakajima coast
- 2 Deadline for Bid Application : April 11, 2014, 5:00 pm.
- 3 Deadline for Bids : May 22, 2014, 5:00 pm.
- 4 Contract Information : Ryouchi Sakuma, Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-3336

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第40号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条及び少年指導委員運営規程（昭和60年宮城県公安委員会規程第1号）第3条の規定により少年指導委員を次のとおり委嘱した。

なお、少年指導委員の委嘱（平成24年宮城県公安委員会告示第47号）は廃止する。

平成26年 4月 1日

宮城県公安委員長 鎌田 宏

活動区域	少年指導委員の氏名及び住所
警察署の名称、位置	庄 子 博 仙台市青葉区大町一丁目1番22号

及び管轄区域に関する条例(昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。)別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域

山口 哲男	仙台市青葉区大町二丁目15番40号
竹田 英子	仙台市青葉区土樋一丁目7番14号601
兵庫 淑子	仙台市青葉区立町21番5号901
鈴木 亮一	仙台市若林区清水小路1番地
大場 富美子	仙台市青葉区荒巻字青葉694番地の3
久保田 實	仙台市青葉区国見ヶ丘六丁目124番8号
小屋 広和	仙台市泉区黒松一丁目12番11号202
渡辺 俊子	仙台市青葉区川内亀岡町66番地の1
伊藤 博司	仙台市青葉区梅田町1番58号
田中 耕一	仙台市青葉区五橋一丁目1番45号209
菊地 厚子	仙台市青葉区本町二丁目19番15号
横内 朝子	仙台市若林区新寺一丁目6番8号1002
阿部 馨一郎	仙台市泉区寺岡二丁目9番地の9
樋口 光成	仙台市宮城野区銀杏町22番13号
村川 隆	仙台市青葉区水の森三丁目27番24号
白津 智規	仙台市青葉区一番町四丁目4番23号
眞砂 俊雄	仙台市青葉区五橋一丁目1番45号418
神永 久次郎	仙台市青葉区東照宮一丁目17番1号1307
東郷 範子	仙台市青葉区片平1丁目4番10号703
沼田 恵美子	仙台市太白区茂庭字梨野西22番地の3

宮城県仙台南警察署の管轄区域

西村 由起子	仙台市太白区郡山六丁目3番5-7号
松本 廣	仙台市若林区荒町133番地の13
相澤 雅子	仙台市若林区一本杉町26番35号
山尾 運章	仙台市太白区秋保町湯元字薬師99番地
鈴木 宏一	仙台市太白区中田三丁目1番40号
後藤 てるみ	仙台市太白区柳生五丁目12番地の6
玉生 照明	仙台市青葉区八幡一丁目8番17号
郷古 みち子	仙台市青葉区川平一丁目10番10号
澁谷 佳宏	仙台市青葉区水の森二丁目17番23号
中鉢 敦子	仙台市青葉区吉成台一丁目8番17号
遠藤 美代子	仙台市若林区六丁目の目北町7番1号
加藤 けい子	仙台市宮城野区白鳥二丁目22番19号
森 妙子	仙台市宮城野区岩切字鴻巣6番地の1
米倉 啓子	仙台市宮城野区福田町一丁目12番14号
早坂 としえ	仙台市宮城野区福田町一丁目3番18号
大津 優子	仙台市宮城野区小田原一丁目7番20号
小野 雅司	仙台市宮城野区原町二丁目5番52号
山口 辰巳	仙台市宮城野区平成二丁目18番37号
佐々木 美保子	仙台市泉区加茂一丁目43番地の2
高橋 宏子	仙台市泉区虹の丘一丁目4番地の5

条例別表に規定する宮城県仙台東警察署の管轄区域

条例別表に規定する宮城県塩釜警察署の管轄区域	高橋 司	仙台市泉区松森字明神1番地の8
	桂島 多利男	仙台市泉区泉ヶ丘二丁目16番27号
	倉林 建樹	仙台市泉区東黒松3番2号
	蝦名 博征	仙台市泉区紫山四丁目12番地の12
	鈴木 憲男	多賀城市高橋二丁目11番17号
	阿部 礼子	多賀城市町前三丁目3番5号
	狭間 識	塩竈市尾島町27番27号
	鈴木 安子	宮城県七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ浜42番地の1
	斎藤 晴美	多賀城市伝上山三丁目16番22号
	高橋 和男	宮城県松島町高城字井戸下7番地の4
条例別表に規定する宮城県岩沼警察署の管轄区域	佐藤 優栄	塩竈市杉の入三丁目15番11号
	佐藤 真紀子	塩竈市青葉ヶ丘5番6号
	今野 忠義	名取市相互台二丁目13番地の7
	庄司 貞夫	名取市大手町三丁目516番地の12
条例別表に規定する宮城県大和警察署の管轄区域	高橋 壽昭	黒川郡大和町吉岡南一丁目35番地の5
	堀籠 直子	黒川郡富谷町志戸田字野田31番地4
	松本 久一郎	石巻市田道町二丁目3番26号
	福村 勉	石巻市開北一丁目9番29号
条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域	佐藤 文廣	石巻市住吉町二丁目2番2号
	渡邊 正一	石巻市南中里三丁目3番15号

条例別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域	阿部 俊一	石巻市前谷地字樋口40番地1
	八木 和広	石巻市広測字窪田35番地
	土井 健雄	東松島市赤井字館前117番地1
	酒井 恒雄	石巻市鮫田字新釜沼391番地1
	高橋 實	石巻市鹿又字中山115番地
	佐藤 まき子	東松島市矢本字大溜71番地10
	齋藤 泰子	気仙沼市岩月千岩田245番地2
	境 由紀夫	気仙沼市三日町一丁目2番26号
	藤原 智	気仙沼市唐桑町中113番地1
	吉田 恵子	登米市迫町佐沼字錦33番地
条例別表に規定する宮城県登米警察署の管轄区域	羽生 進	登米市中田町浅水字駒形123番地4
	佐藤 良吾	登米市豊里町佐野22番地6
	尾形 勝徳	登米市登米町寺池前舟橋90番地
	今野 千代以	石巻市北上町女川字蔵和田45番地
条例別表に規定する宮城県河北警察署の管轄区域	山崎 佳彦	石巻市鍛野字宮下南117番地
	高橋 周子	本吉郡南三陸町志津川字大森118番地5
	佐藤 ふみえ	本吉郡南三陸町志津川字廻館15番地の119
条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域	野宮 政利	大崎市古川中里五丁目9番24号
	浅野 拓志	大崎市古川栄町2番21号
遠山 昇	大崎市鹿島台木間塚字阿久戸1番地	

条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	菅原 達夫	大崎市古川保柳字柿木18番地
	鈴木 和江	大崎市古川馬薮字不動2番地
	遠藤 篤勇	大崎市田尻大嶺字百塚18番地
	平塚 信志	遠田郡涌谷町涌谷字小人町17番地
	渡辺 恵里子	遠田郡美里町北浦字山前1番地97
	伊藤 庸一	栗原市栗駒沼倉法華堂70番地
	莊司 大功	栗原市若柳字川南町浦96番地
	真山 信治	栗原市高清水栗の森79番地
	齋藤 芳幸	栗原市一迫真坂字清水小畑前19番地3
	高橋 陽子	大崎市鳴子温泉鬼首字上蟹沢18番地1
条例別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域	千 葉 善 昭	大崎市岩出山字東川原10番地17
	佐藤 長 榮	加美郡加美町字岡町41番地
	佐々木 みね子	加美郡色麻町高城字上の原47番地3
条例別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域	丹 羽 宜 博	柴田郡大河原町字町254番地
	三 浦 あき子	柴田郡村田町大字小泉字鼓崎127番地7
	石 井 利 江	柴田郡川崎町大字前川字松葉森山112番地6
	加 茂 康 子	柴田郡柴田町上名生字新大原141番地2
	武 藤 和 枝	柴田郡柴田町船岡中央三丁目10番13号
条例別表に規定する宮城県大河原警察署の管轄区域	佐藤 茂 嘉	柴田郡大河原町字荒町59番地1
	齋藤 ミホ	白石市西益岡町8番7号

宮城県白石警察署の管轄区域	山 崎 正 三	白石市字堂場前145番地
	佐藤 文比古	白石市益岡町1番17号
	前 橋 一 幸	角田市角田字豊町7番地12
条例別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域	前 山 哲	伊具郡丸森町字町東80番地
	三 品 信 夫	亶理郡亶理町逢隈田沢字堰下205番地
条例別表に規定する宮城県亶理警察署の管轄区域	南 條 義 則	岩沼市字大和1158番地